

平成19年(ワ)第[]号 損害賠償請求事件

原告 []

被告 株式会社みずほ銀行

第 3 準 備 書 面

平成19年11月22日

東京地方裁判所民事第13部5係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 石 丸 幸 人

同 弁護士 今 井 正



被告の平成19年11月20日付被告第3準備書面に対する反論

第1 本件の事案につき、制定法は規律していないのであるから、貸金業法が類推適用されるべきである。

被告は、類推適用を定義づけた上、制定法によって規律されていない案件においてのみ、類推適用の手法を用いるべきと主張する。

しかし、本件事案は制定法によってまさに規律されていない案件である。もともと銀行法は、銀行の公共性に鑑みて、顧客との関係を厳格な規律に服せしめなかった。

本件事案での銀行の行為、すなわち、顧客に対し期限の利益喪失通知を送付すること、弁護士に対して顧客情報を委任状なければ非開示としたことに関し、銀行法は何ら態度を明らかにしていない。つまり、上記銀行の行為に対し、是も非も銀行法は明示していないのである。

なお、原告らは貸金業法の類推適用に固執するものではない。銀行とその顧客の関係は、信義則が多く適用される場面であるが、幅の広い概念である

信義則の解釈・運用にあたっては、類似性の高い貸金業法の趣旨を指導原理・解釈指針とすべきと主張するものである。したがって、仮に貸金業法の類推適用がなくとも、信義則を充填するものとして貸金業法の趣旨を斟酌すべきである。

第2 貸金業法第2条第1項ただし書きは、債務者の保護の程度の問題ではない。被告は、貸金業法第2条第1項ただし書きの存在により、貸金業者の債務者については銀行の債務者と異なる保護を与えるという法の趣旨が明確に示されていると主張する。

しかし、同ただし書きは、銀行等には貸金業法の直接適用がないとしたものにすぎず、債務者の保護の程度の問題とは関係ない。

第3 金融庁ガイドラインは、一般代理人と弁護士代理人との区別を前提にしている。

被告は、貸金業ガイドライン3-2-8(1)が注意規定ならば、明文がなくとも当然これに従うべきことになるが、同規定の内容は詳細であり、明文なくしてこれに従って処理をすることは不可能であると主張する。

しかし、弁護士代理人と一般代理人との対応に差異を設けることは明文がなくとも、十分できることである。

また被告は、弁護士以外の一般代理人と弁護士代理人を区別して扱うという一般法原則は存在しないので、明文なくして両者を区別して扱う必要はないと主張する。

しかし、銀行の秘密保持義務は信義則に基づくものであり、それがどんな当事者間で適用されるかにより信義則が要求する行為にも当然差異が生じる。

むしろ、信義則に基礎を置く銀行の秘密保持義務からは、弁護士代理人と一般代理人との扱いに差異を設けることが自然である。両者では、代理人への信用が大きく異なるからである。

第4 信用情報機関への情報提供でも委任状を不要とするのは不均衡である。

被告は、「事故情報の信用情報機関への提供は銀行と信用情報機関の間のものであるため、そこに弁護士の委任関係は介在しておらず、弁護士の委任状は必要ではない。」と主張する。

しかし、事故情報は当然正確なものでなければならず、この情報が正確であるためには、顧客から委任を受けた弁護士からの受任通知でなければならないはずである。そうでないと、誤った事故情報が信用情報機関に揭示されるからである。

それなのに、この事故情報の提供は、銀行と信用情報機関の関係で、弁護士の委任関係は介在していないというのは誤りである。

事故情報の信用情報機関への提供は、弁護士からの介入通知が契機になったのは明らかであり、取引履歴開示に委任状が必要とされているならば、この場合にも当然委任状を必要とするべきである。これがなされなかった本件では、不均衡があったと言わざるを得ない。

第5 被告の行為には矛盾がある。

(1) 被告の主張では、原告らの経済的危機状況の認識の理由が明らかでない。

被告は、「債務整理を通知してきた弁護士が必ず本人から委任を受けているという論理関係にはないことには変わりはないので、委任関係にない第三者が本人の正確な経済状況を通知するということもありうる場所である。」と主張する。

しかし、ここでの問題は、何故委任関係の存在が不明な弁護士からの受任通知によって、被告が原告らの経済的危機状況を判断したかということである。

また被告第2準備書面においては、「原告らから委任を受けていない原告らの債権者であっても、原告らが経済的危機状況にあるかどうかを判断することは、現実に必要な場面があるし、法的に特に禁止されていないはずである。」と主張する。

しかし、何故そのような第三者からの一方的な通知を信頼し、何をもって債務者である顧客の経済的危機状況を真実と判断したか全く記されていない。被告の論調であると、第三者が単なるいやがらせで被告に被告の顧客は経済的危機にあると通

知しても、被告はそれを真実ととらえる可能性があることになる。

確かに債務整理を通知してきた弁護士が必ず本人から委任を受けているという論理関係はない。しかし、それならば、委任関係が不明な弁護士からの受任通知の何をどう認識して、債務者が経済的危機状況にあると判断したのか全く記載がなく不明である。

また、弁護士が取引履歴を請求する理由は、取引開始時から現在に至る取引経過を精査し、今後の弁済計画の資料とするためである。

その第三者が債権者なら、銀行に顧客の預金口座番号を尋ねることは考えられるが、取引履歴の開示を求めることに何の利益もない。

(2) 被告は、「貴殿の代理人である弁護士石丸幸人殿」と原告ら代理人を認識している。

被告は、被告の現実の行動と合わせ考えれば、「貴殿の代理人と称する弁護士石丸幸人殿」という意味であったと主張する。

しかし、単なる紙片にではなく、内容証明郵便において「貴殿の代理人である弁護士石丸幸人殿」と明白に記載しているのであり、しかも、保証会社であるオリコに代位弁済請求の手続きを進めている。このような被告の現実の行動を加味すれば、意思解釈としても原告ら代理人を代理人として認めたといわざるをえない。

また、被告が原告ら代理人を代理人として認識していなかった何よりの証左という直接原告らに期限の利益喪失通知を送付している行為は、公共性のある銀行としては、不適切な対応であって、貸金業法第21条1項6号、またはこれにより意味を充填された信義則違反の行為である。

以上